

## 1 平成 30 年度税制改正の概要（市町村税関係）

平成 29 年 12 月 22 日、「平成 30 年度税制改正の大綱」が閣議決定され、2 月 6 日、「地方税法等の一部を改正する法律案」が国会に提出された。

この改正による平年ベースの影響見込額は 972 億円の増となっているが、地方たばこ税が 1,017 億円の増となっており、平成 31 年 10 月の消費税 10%への引上げ時期の延期に伴う地方法人課税の偏在是正及び車体課税の抜本見直しを控え、地方たばこ税を除いては市町村税収に大きな影響はないものとなっているが、個人所得課税の見直し、生産性革命の実現に向けた中小企業の設備投資への固定資産税の特例措置、森林環境税及び同譲与税の創設、書面で送付する特別徴収税額通知書へのマイナンバー記載の当面見送り等、運用に影響があり入念な検討が必要となるものが多い。

改正の主な内容は以下のとおりである。

### 1 個人市町村民税

#### (1) 個人所得課税の見直し

働き方の多様化を踏まえ、特定の働き方だけでなく、様々な形で働く人を応援し、「働き方改革」を後押しする観点から、所得税と同様、給与所得控除、公的年金等控除の制度の見直しを図り一部を基礎控除に振り替える。

#### ア 改正内容

- ・ 給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替

給与所得控除・公的年金等控除▲10 万、基礎控除+10 万

- ・ 給与所得控除の見直し

給与所得控除が上限となる給与収入を 1,000 万円から 850 万円に引下げ  
控除の上限額：220 万円→195 万円

- ・ 公的年金等控除の見直し

公的年金等収入が 1,000 万円超の場合、控除額に上限を設定。

公的年金等収入以外の所得金額が 1,000 万円超の場合、控除額を引下げ。

- ・ 基礎控除の見直し

合計所得金額 2,400 万円（給与収入 2,595 万円）超の納税義務者に係る基礎控除について、控除額が逡減・消失する仕組みを設ける。

イ 改正時期 平成 33 年度分以後の個人住民税について適用

### 2 固定資産税

#### (1) 償却資産に係る固定資産税の特例措置

- ・ 平成 30 年度税制改正において生産性革命集中投資期間中における中小企業

の生産性革命を実現するための臨時・異例の措置として、生産性向上特別措置法（仮称）の規定により市町村が主体的に作成した計画に基づき行われた中小企業の一定の設備投資について、固定資産税の特例措置を講ずる。

**ア 特例内容** 課税標準を最初の3年間、ゼロ以上1/2以下で市町村の条例で定める割合とする。（減収額については、その75%が交付税措置される）

**イ 以下の要件を満たす設備投資を対象**

①市町村計画に基づき中小企業が実施する設備投資

- ・ 中小企業は商工会等と連携し、設備投資計画を策定
- ・ 企業の設備投資計画が市町村計画に合致するかを市町村が認定

**ウ 適用期間** 取得が同法施行の日から平成33年3月31日まで

**(2) 土地に係る固定資産税の負担調整措置**

平成30年度から平成32年度までの間、土地に係る固定資産税の負担調整の仕組みと地方公共団体の条例による減額制度を継続する。

**3 たばこ税**

**(1) 税率の引上げ**

税率の引上げを下記のとおり3回に分けて実施する。

(税率：円/1,000本)

実施時期等	合 計		
		都道府県たばこ税	市町村たばこ税
<一般品>			
現行	6,122	860	5,262
H30.10.1	6,622	930	5,692
H32.10.1	7,122	1,000	6,122
H33.10.1	7,622	1,070	6,552
<旧3級品>			
現行	3,906	551	3,355
H30.4.1	4,656	656	4,000
H31.10.1	6,622	930	5,692

**(2) 加熱式たばこの課税方式の見直し**

- ・ 喫煙用の製造たばこの区分として、新たに「加熱式たばこ」の区分を創設
- ・ 紙巻たばこの本数への換算方法を、「重量」と「価格」を紙巻たばこの本数

に換算する方式とする。

- ・ 上記の課税方式の見直しについては、平成 30 年 10 月 1 日から実施し、5 年間で段階的に移行する。なお、経過期間中の課税標準は、新課税方式による紙巻たばこへの換算を 1 / 5 ずつ増やしていくこととする。

#### 4 森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）の創設

パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）を創設する。

森林環境税（仮称）は国税とし、個人住民税均等割の枠組みを活用し、市町村が個人住民税均等割と併せて賦課徴収を行う。

同様に市町村が個人住民税均等割と併せて賦課徴収を行っているいわゆる復興増税が平成 35 年度までとされていることから、森林環境税（仮称）からの課税とするが、森林環境譲与税（仮称）については、新たな森林管理制度の施行とあわせ、平成 31 年度からの譲与とする。

##### （1）森林環境税（仮称）

ア 納税義務者…国内に住所を有する個人

イ 税率…1, 000円（年額）

##### （2）森林環境譲与税（仮称）

ア 譲与団体…市町村及び都道府県

イ 使途(市町村)…間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用  
(都道府県)…森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用

ウ 譲与基準(市町村)…総額の 9 割に相当する額を私有人工林面積（5 / 10）、林業就業者数（2 / 10）、人口（3 / 10）で按分  
(都道府県)…総額の 1 割に相当する額を市町村と同様の基準で按分

エ 使途の公表…インターネットの利用等の方法により公表

#### 5 特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）へのマイナンバー記載の一部見直し

給与所得に係る特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）については、平成 29 年度課税からマイナンバーを記載することとされ、送付に係るマイナンバーの漏え

いが発生するなど、市町の現場に混乱を招いていたが、書面による通知について、誤配等が生じたことや、管理負担が大きいとの経済界等の要請を踏まえ、平成 30 年度分以降の個人住民税より、書面により送付する場合には、当面、マイナンバーの記載を行わないこととした。